

名教委学 第475号
令和4年4月22日

名護市立小・中学校長 殿

名護市教育委員会
教育長 岸本 敏孝
(公印省略)

部活動等の実施における感染症対策の徹底について (依頼)

平素より学校における感染症対策の推進にご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、沖縄県対処方針変更に伴い令和4年3月31日付け名教委学第2088号にて、4月1日以降の部活動について通知したところであります。

世代別感染者数は、10歳未満と10代が突出して多くかつ過去最多となっている中、部活動等の実施における感染者の報告が複数の学校からあります。

つきましては、日頃から部活動等の実施に伴う感染症対策に取り組んでいることと存じますが、今後、一層の感染症対策に取り組む等、管理職から貴下職員へ下記について周知徹底をお願いいたします。

記

部活動等の実施については、感染症対策を徹底し、平日2時間程度（早朝練習含む）、土日休日3時間程度の活動とし、活動開始時・各種大会前には健康チェックを行うこと。

- 1 各競技団体から示されている感染症対策ガイドラインに則り、活動を行うこと。
- 2 部活動（大会含む）の実施前に検温等、健康観察を行うこと。また、体調不良の児童生徒は、練習や大会参加を控えること。
- 3 チェックリストを活用する等、感染症対策に努めること。
- 4 地域の警戒レベル2以上では、同居の家族に風邪等の症状がみられる場合も、活動に参加しないよう徹底すること。
- 5 部活動前後に、児童生徒同士の飲食等を控えるよう特に指導を徹底すること。（部室、更衣室等を含む）
- 6 部活動終了後は速やかに帰宅するように指導すること。
- 7 バス等公共交通機関を利用する場合は、マスクを着用するよう指導すること。
- 8 部室・更衣室の使用法（人数・時間制限・室内の換気・部員と部員の距離等）について、感染対策上のルールを決め、確認を行うこと。
- 10 室内の換気については窓・ドアを常時10cm程度開放する。窓がない場合はサーキュレーター等を活用し換気を行うこと。
- 11 屋内（体育館、武道場、音楽室等）で活動する場合は、こまめな換気（その場所のドアや窓を広く開ける等）や、消毒の実施（消毒液の設置、児童生徒が手を触れる箇所の消毒）を徹底すること。
- 12 集合・ミーティング等を行う場合は、マスクの着用や、手の届く距離に集まらないよう指導すること。
- 13 学校バスを利用する際は、換気や座席配置の工夫等、感染症対策を実施すること。（大会移動は保護者へ依頼するなど、できるだけ個人移動が望ましい。）
- 14 陽性者発生後の活動場所等の消毒については、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル（2022.4.1Ver.8）」に従うこと。

◇本件担当◇

名護市教育委員会 学校教育課
学校指導係 指導主事 諸見 秀幸
Tel:0980-43-7270
E-Mail : gakkyou02@city.nago.lg.jp

